

緑区自主企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

(補助事業、経費及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。

(1) 地域活性化支援事業

- ア 地域づくり活動支援事業
- イ 区テーマ解決支援事業
- ウ 地域拠点支援事業

(2) 緑区ふるさとまつり事業

(3) 緑区まちカフェライブ事業

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 地域活性化支援事業

- ア 緑区自主企画事業（緑区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ 収支予算書（様式第4号）
- エ その他区長が必要と認める書類

(2) 緑区ふるさとまつり事業

- ア 緑区自主企画事業（緑区ふるさとまつり事業）補助金交付申請書（様式第2号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 実行委員会規約又は会則
- オ 実行委員会構成員名簿
- カ その他区長が必要と認める書類

(3) 緑区まちカフェライブ事業

ア 緑区自主企画事業（緑区まちカフェライブ事業）補助金交付申請書（様式第2-2号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 実行委員会規約又は会則

オ 実行委員会構成員名簿

カ その他区長が必要と認める書類

（交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

（交付決定通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとする。

（変更等の承認申請書）

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、緑区自主企画事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

（交付の請求）

第7条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、緑区自主企画事業補助金交付請求書（様式第7号）に、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、緑区自主企画事業補助金一括事前交付請求書（様式第8号）に、緑区自主企画事業補助金交付決定通知書（様式第5号）の写しを添付して区長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、緑区自主企画事業実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第9条 規則第13条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（決定の取消通知）

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、緑区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

（返還命令）

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、緑区自主企画事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 緑区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。
- 3 別表の規定にかかわらず、令和2年度に地域活性化支援事業において第5条の規定による通知を受けた者に係る補助金額及び補助期間その他必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

別表

1 地域活性化支援事業

地域活性化に資する独自の取り組みや地域課題の解決に向けた自主的な活動を行う団体に対して支援を行う事業

| (1) 地域づくり活動支援事業 | |
|-----------------|--|
| 補助事業 | 町内自治会等が実施する地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動事業 |
| 補助対象者 | 町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 市内の高等学校の生徒及び教員又は大学の学生及び教員（以下「学生等」という。）で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | 報償費（団体内及び単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、食糧費（当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。）、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 |
| 補助金額 | 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（以下「補助金対象額」という。）に10/10を乗じて得た額（200,000円を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 |
| 補助期間 | 補助期間は最大3年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとする事ができる。）。 |

| (2) 区テーマ解決支援事業 | |
|----------------|--|
| 補助事業 | 緑区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動事業 |
| 補助対象者 | 町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | 報償費(団体内及び単価5万円を超えるものを除く。)、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、施設・機材等の使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 |
| 補助金額 | 補助金額は、以下の区分に応じて算出した額とする。 ただし、補助対象経費から当該補助金以外の収入を控除した額(以下「補助金対象額」という。)又は500,000円のいずれか低い方の額を上限とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 (区分1) 補助金対象額が200,000円以下 補助金額 = 補助金対象額 × 10 / 10 (区分2) 補助金対象額が200,000円超 補助金額 = 200,000円 + (補助対象経費 - 200,000円) × 1 / 2 |
| 補助期間 | 補助期間は最大3年とする(毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとする事ができる。) |

| (3) 地域拠点支援事業 | |
|--------------|---|
| 補助事業 | 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点整備事業 |
| 補助対象者 | 町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 NPO法人 学生等で構成される団体 商業団体 その他区長が適当と認める団体 |
| 補助対象経費 | ア 改装費及び事業開始経費 地域拠点の整備に必要な改装費及び事業開始に必要な経費（報償費（団体内及び単価5万円を超えるものを除く。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費） イ 家賃 地域拠点の確保に必要な家賃 |
| 補助金額 | ア 改装費及び事業開始経費補助 補助金の額は、補助対象経費（500,000円を上限とする。）に以下の補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 （ア） 学生等で構成される団体と連携する場合 10分の10 （イ） その他 2分の1 イ 家賃補助 補助金の額は、補助対象経費（1,200,000円（月額100,000円）を上限とする。）に以下の補助率を乗じて得た額（補助金対象額を上限とする。）とする。 なお、千円未満の端数はこれを切り捨てる。 （ア） 学生等で構成される団体と連携する場合 10分の10 （イ） その他 2分の1 |
| 補助期間 | ア 改装費及び事業開始経費補助 1事業につき1回（初年度に限る。） イ 家賃補助 補助期間は最大3年とする（毎年度の申請及び審査を必要とし、審査により事業の採択を行わないものとする。）。 |

[留意事項]

- 1 同一の補助事業により、第2条(1)に掲げる各支援事業の補助金を重複して受けることはできない。
- 2 万一、補助金を交付しないことによって補助対象者等に損害等が発生した場合であっても、補償等は一切行わない。

2 緑区ふるさとまつり事業

緑区ふるさとまつり実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたまつりを開催する事業

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 緑区ふるさとまつり実行委員会(区町内自治会連絡協議会その他区内の各種団体の代表者等を委員として組織する団体) |
| 補助対象経費 | 報償費、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金 |
| 補助率 | 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10 |
| 補助限度額 | 別に区長が定める額 |

3 緑区まちカフェライブ事業

緑区まちカフェライブ実行委員会が区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的としたイベントを開催する事業

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 緑区まちカフェライブ実行委員会 |
| 補助対象経費 | 報償費、旅費、消耗品費、食糧費(当該団体における親睦のための飲食に要するものを除く。)、印刷製本費、修繕料、通信運搬費、手数料、広告料、保険料、委託料、施設・機材等の使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金 |
| 補助率 | 補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額の10分の10 |
| 補助限度額 | 別に区長が定める額 |